

第1回木更津市の脱炭素社会構築に向けた推進事業に関する民間提案制度募集要項

1 民間提案制度の概要

木更津市（以下「本市」という。）では、地球温暖化対策の更なる推進を行うべく、本市庁内で運用している「木更津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に加え、令和2年4月から市民、市内事業者、本市が一体となって取り組むための「木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。第1回木更津市の脱炭素社会構築に向けた推進事業に関する民間提案制度は、木更津市地球温暖化対策実行計画の推進に寄与する事業について、民間の知恵やアイデア等を最大限活用するとともに、本市の新たな財政負担を発生させずに、本市内から排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的に、民間からの事業提案を募集し、協議が整った場合に事業化する制度です。

2 提案者

提案者は、申込み時において、次に掲げる条件をすべて満たす民間企業、NPO法人等の法人とします。

- (1) 自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (4) 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）に定める暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がなく、木更津市に課税客体があるものにあつて

は、市税の滞納がないこと。

(6) その他市長が必要と認める事項。

3 募集内容

(1) 対象

本市の市有財産を活用した提案を募集します。

(2) 提案条件

① 木更津市地球温暖化対策実行計画の推進に寄与する事業であること。

※[木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）はこちら](#)

[第3次木更津市地球温暖化対策実行計画はこちら](#)

② 本市にとって、新たな費用負担が発生しないこと。

③ 本市内から排出される温室効果ガスの削減が確実に図られること。

④ 法令により、市がすべき事業とされていないこと。

(3) 提案の区分

次に掲げる区分により募集します。

① テーマ設定による選抜交渉型

新たな費用を発生させない市有財産を活用した低炭素化事業

4 日程 ※各日程は事務の都合により変更する場合があります。

項 目	スケジュール	
募集要項の公表	令和2年3月12日（木）	
事前相談・質問等の受付	令和2年3月12日（木）	～ 令和2年4月16日（木）
提案書類の受付	令和2年4月1日（水）	～ 令和2年4月17日（金）
書類審査（提案資格審査）	令和2年4月20日（月）	～ 令和2年4月22日（水）
プレゼンテーション用動画提出	令和2年4月23日（木） ～ 令和2年4月27日（月）	
プレゼンテーション審査 ※動画審査	令和2年4月28日（火）	
審査結果の通知・公表	令和2年4月30日（木）	
詳細協議をするための協定締結	令和2年5月11日（月）	
詳細協議	令和2年5月11日（月）	～
随意契約又は協定締結	詳細協議終了次第	

5 参加申込方法

(1) 質問受付及び回答

① 質問方法

質問書（様式第 1 号）に質問内容を記載し、電子メールにより本要項 9 の担当部局へ提出してください。

なお、提出後その旨を本要項 9 の担当部局へ電話連絡してください。

※様式は、木更津市ホームページからダウンロードしてください。

② 受付期間

令和 2 年 3 月 12 日（木）～令和 2 年 4 月 16 日（木）

③ 回答方法

質問者個別に回答します。

(2) 提案書等の書類提出

提案団体調書（様式第 2 号）、誓約書（様式第 3 号）、簡易提案書（様式第 4 号）及び関連事業実績一覧表（様式第 5 号 ※任意提出）に必要事項を記載し、必要に応じ関連資料をあわせて各 1 部を提出してください。

※様式は、木更津市ホームページからダウンロードしてください。

① 受付期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 令和 2 年 4 月 17 日（金）

② 提出方法及び提出先

電子メールにより、本要項 9 の担当部局へ提出してください。

なお、提出後その旨を本要項 9 の担当部局へ電話連絡してください。

(3) プレゼンテーション用動画の提出

提案者は、プレゼンテーション審査用に動画を提出してください。なお、簡易提案書（様式第 4 号）とは別にプレゼンテーション用の資料を用意する提案者については、動画提出と合わせて資料を提出してください。

① 受付期間

令和 2 年 4 月 23 日（木）～令和 2 年 4 月 27 日（月）

② 提出動画の制限

提出する動画は、15 分以内としてください。

動画に代えて、音声データの提出も可能とします。（時間は動画と同じ 15 分以内）

③ 提出方法及び提出先

電子メール（大容量ファイル送信サービスなどを活用）により、本要項9の担当部局へ提出してください。

なお、提出後その旨を本要項9の担当部局へ電話連絡してください。

6 提案事業の採否

(1) 提案審査（新型コロナ感染予防のため、来庁してのプレゼンテーションは行いません。）

提案事業の採否については、本市が設置する審査会において提案書やプレゼンテーションをもとに審査して決定します。なお、プレゼンテーションについては、動画を提出していただき審査会にて動画閲覧審査をします。

- ① 応募が多数になった場合は、提出書類による1次審査を行う可能性があります。
- ② 協議対象から外れた案件についても、時期をみて本市から提案者に対して協議を申し出る可能性があります。

(2) 提案事業の採否決定と公表

本市は、民間提案の採否を次のとおり決定し、採用して事業化を進めるものについては事業名称等を市のホームページ等で公表します。

- ① 採用：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 不採用：事業化に適さないと判断した場合
- ③ 継続協議：事業化の可能性はあるものの、課題等の整理が必要である場合

7 事業化までの手続き

採用された提案事業の事業化や契約又は協定締結までの手続きについては、次の手順で行います。

(1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①、②の書類を各2部（正本1部、副本1部）、③の書類を10部（正本1部、副本9部）提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。

- ① 法人登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ② 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書 ※必要に応じて提出
- ③ 企画提案書（任意様式）

簡易提案書に応じた提案内容及びプレゼンテーションで確認した事項等をもとに、事業の実施方法、事業スケジュール、経費計画及び事業実施体制等の内容を記載したもの

(2) 事業化・契約又は協定締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約又は協定締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）又は協定を締結します。

8 留意事項

(1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成、提出、協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は本市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自の技術や知識等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権等の侵害

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対しての損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

木更津市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 提案の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届出書（様式第6号）を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されていない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

9 担当部局及び書類等提出先

〒292-0838

千葉県木更津市潮浜三丁目1番地 木更津市クリーンセンター

木更津市環境部環境管理課（環境政策係）

電話 0438-36-1443 FAX 0438-30-7322

メールアドレス kankyou@city.kisarazu.lg.jp

メールアドレス kankyou@city.kisarazu.lg.jp